

仙台市立宮城野中学校

令和3年度 父母教師会臨時總會資料

総 会 次 第

1 議 事

- (1) 第1号議案 仙台市立宮城野中学校父母教師会会則改正（案）
- (2) 第2号議案 仙台市立宮城野中学校個人情報取扱規則改正（案）

2 連絡事項等

- ・ P T A スポットサポーターの募集について

(案)

仙台市立宮城野中学校父母教師会会則

第 一 章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、仙台市立宮城野中学校父母教師会（以下「本会」という。）と称し、事務局を同校内に置く。

(会 員)

第2条 本会の会員は、仙台市立宮城野中学校生徒の保護者（生徒の父母、またはこれに代わる者。以下同じ。）及び教職員をもって組織する。

2 保護者会員は、一家庭を一会員とする。

3 会員は、本会の活動にあたり、平等の権利と義務を有する。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の協力により生徒の健全な育成を図るとともに、会員相互の研修と親睦を深めることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭の緊密な連絡提携
- (2) 教育施設及び教育環境の改善
- (3) 生徒の保護及び学習の奨励援助
- (4) 会員相互の教養研修
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第 二 章 役 員 ・ 組 織

(役員の構成)

第5条 本会の事務局に次の役員を置く。

- (1) 本部役員
- (2) 会計監査

(本部役員)

第6条 本会の運営に必要な活動を行うため、次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務長 1名（教頭とする。教頭が複数人の場合は、副事務長とする。）
- (4) 会計 2名以上（うち1名は教職員とする。）
- (5) 庶務 会長が必要と認める人数

(会計監査)

第7条 本会の健全な活動を維持するため、会計を監査する会計監査を置く。

2 会計監査は2名とし、1、2学年委員会各監事から1名ずつ選出し、総会で決する。

(役員の職務)

第8条 本部役員の主な職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等がある場合は、その職務を代行する。
- (3) 事務長は、本会の事務を掌理する。
- (4) 副事務長は、事務長を補佐し、事務長に事故等がある場合は、その職務を代行する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (6) 庶務は、本会の庶務及び各会議の議事を記録する。

2 会計監査の主な職務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会計事務を監査すること。
- (2) 会計事務の監査結果について、総会に報告すること。
- (3) 前号の報告のため、特に必要と認める場合は、総会の招集を請求すること。

(役員の選出)

第9条 本部役員は、会員から選出し、総会において決する。

- 2 本部役員を選出するため、本会に役員候補者推薦委員会を設けることができる。
- 3 会計監査は、運営委員会において選出し、会長が委嘱する。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、毎年改選する。ただし、再任を妨げない。

2 期中に欠員が生じ、就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参与及び顧問)

第11条 本会には、参与及び顧問を置くことができる。

- 2 参与は、学校長とする。
- 3 顧問は、総会に諮り会長が委嘱する。
- 4 参与は本会の会務運営に参画する。
- 5 顧問の任期は1年とし、毎年改選する。ただし、再任を妨げない。

(組織の構成)

第12条 本会の目的に沿った活動を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 本部役員会
- (4) 学年委員会・専門委員会・地区委員会

第 三 章 総 会

(総会の構成)

第 1 3 条 総会は、全会員によって構成される、本会の最高議決機関である。

(総会の種別)

第 1 4 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催することができる。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 全会員の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第 1 5 条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示し、事前に通知しなければならない。

(総会の審議)

第 1 6 条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 役員の選任及び解任に関する事項

(4) 会則の改正に関する事項

(5) その他の重要事項

(総会の定足数)

第 1 7 条 総会は、全会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催できない。ただし、委任状又は議決権行使書（以下「委任状等」という。）を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

2 非常時等、本部役員会にて総会の開催が困難であると判断された場合は、前項によらず、書面（電磁的記録等を含む。以下同じ。）により開催することができる。

(総会の議決)

第 1 8 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前条第 2 項により開催した場合は、書面により議決することができる。

(総会の議事録)

第 1 9 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（委任状等を提出した会員を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 1 名以上の署名をしなければならない。

第 四 章 運 営 委 員 会

(運営委員会の構成)

第 2 0 条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本部役員、参与及び学年委員会・専門委員会・地区委員会の各委員長（地区委員会については、各地区長とする。）をもって構成する。（以下「構成員」という。）

- 2 運営委員会は、構成員以外の会員に対し、出席を要請し、意見を述べるなどの協力を求めることができる。ただし、前項の構成員以外の会員は、議決権をもたない。

(運営委員会の招集)

第 2 1 条 運営委員会は、本部役員会にて必要と認めた場合は、会長が招集する。

(運営委員会の定足数)

第 2 2 条 運営委員会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催できない。

(運営委員会の審議事項)

第 2 3 条 運営委員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) 臨時総会の開催に関する事項
- (4) 年間計画及び予算案に関する事項
- (5) その他議会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の議決)

第 2 4 条 運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 五 章 本 部 役 員 会

(本部役員会の構成)

第 2 5 条 本部役員会は、本会の運営と活動が円滑かつ適正に行われるよう、執行部としての会務を担うものとし、本部役員及び参与をもって構成する。

(本部役員会の招集)

第 2 6 条 本部役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(本部役員会の審議事項)

第 2 7 条 本部役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、運営委員会に諮る。

- (1) 運営委員会に付議すべき事項
- (2) 総会又は運営委員会において議決された事項の執行に関する事項

- (3) 運営委員会の開催に関する事項
- (4) その他議会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 六 章 学年委員会・専門委員会・地区委員会

(学年委員会・専門委員会・地区委員会の構成)

第 28 条 各委員会は、本会の活動を円滑に運営するため、第 4 条の事業に沿って活動するものとし、会員から選出し、会長が委嘱した委員により構成する。

2 各委員の任期は 1 年とし、毎年改選する。ただし、再任を妨げない。

第 七 章 会 計

(経 費)

第 29 条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第 30 条 会員は、以下の会費を本会の指定する方法により納入するものとする。

(1) 普通会費

(2) 臨時会費（会長が必要と認める場合に限る。）

2 前項の会費の額は、運営委員会で審議し、総会に諮り決する。

3 1 の会費の徴収は仙台市立宮城野中学校に依頼することとし、納入時期や方法について一任する。

(事業年度及び会計年度)

第 31 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計監査)

第 32 条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第 33 条 収支計算書等を作成し、これを年 1 回総会で報告し承認を得る。

第 八 章 個 人 情 報

(会員の個人情報の取扱いについて)

第 34 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第 九 章 雑 則

(特別委員会の招集)

第 35 条 会長は、第 3 条の事業を行うため、必要があると認めた場合は、本部役員及び各委員で構成する特別委員会を招集することができる。

(作業部会の設置)

第36条 会長は、第3条の事業を行うため、必要があると認めた場合は、本会の会員により構成する作業部会を置くことができる。

(規程・細則)

第37条 本会の運営に必要な事項は、運営委員会の議決を経て、規程又は細則に定めることができる。

また、当該規程又は細則を改定、廃止する場合も同様とする。

2 規程又は細則を制定、改定、廃止した場合は、次期総会にて報告する。

附 則

この会則は、令和3年〇月〇日から施行する。

昭和44年 3月31日一部改正
昭和44年12月22日一部改正
昭和47年 3月21日一部改正
昭和48年 2月27日一部改正
昭和49年 4月24日一部改正
昭和52年 4月21日一部改正
昭和55年 4月25日一部改正
昭和61年12月16日一部改正
昭和62年12月16日一部改正
平成 2年 4月28日一部改正
平成 6年 3月 2日一部改正
平成 8年 3月 6日一部改正
平成 9年 3月 5日一部改正
平成12年 2月28日一部改正
平成15年 2月27日一部改正
平成16年 2月26日一部改正
平成17年 2月25日一部改正
平成18年 4月21日一部改正
平成19年 3月 9日一部改正
平成19年 4月26日一部改正
平成20年 4月30日一部改正

平成 22 年 2 月 9 日一部改正

平成 27 年 4 月 17 日一部改正

平成 28 年 4 月 28 日一部改正

平成 31 年 4 月 26 日一部改正

令和 3 年 ○月 ○日全改正

(案)

仙台市立宮城野中学校父母教師会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 宮城野中学校父母教師会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利及び利権を保護することを目的に、父母教師会役員名簿、会員名簿、行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 文書とは、本会の役員及び各委員（以下「役員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、本会の役員が組織的に用いるものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 学校誌、書籍その他、本会会員及び本校生徒の保護者に配布することを目的として発行されるもの。

ロ 宮城野中学校にて取得し、資料等として特別の管理がされているもの。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、その活動において個人情報の保護に努めなければならない。

2 本会の役員等又は役員等であつた者は、活動上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(管理者)

第4条 本会における個人情報データベースの管理者は会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員及び各委員会委員長（地区長

を含む。)並びに管理者が必要と認める者とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報データベースの管理者及び取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
なお、その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 本会は、個人情報を収集する場合は、事前にその個人情報の利用目的を決定し、本人に明示するものとする。

(周知)

第8条 個人情報の取扱い方法は、総会資料、広報誌等で会員に周知する。

(利用)

第9条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A会費の集金業務及び管理業務
- (2) 役員、会計監査、会員等の名簿の作成
- (3) 委員選出並びに本部役員等の推薦活動
- (4) 広報誌、会報誌及び宮城野中学校ホームページへの掲載
- (5) その他の文書の送付

(利用目的による制限)

第10条 本会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、事前に本人の同意を得た場合はこの限りでない。

(管理)

第11条 個人情報は、管理者が指定する方法により、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

(保管及び持ち出し等)

第12条 個人情報データベース及び個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、保管場所から持ち出す場合は、電子メール等での送付を含め、ファイルへのパスワード設定等を適切に行うほか、管理者が別に定める方法によることとする。

(廃棄)

第13条 不要となった個人情報は、管理者又は管理者が指定する者の立ち合いにより、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供の制限)

第14条 個人情報は、次の場合を除き、第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 本人の同意をあらかじめ得ている場合

(提供に係る記録の作成等)

第15条 本会は、前条第5号により、個人情報を第三者に提供した場合は、次の項目について記録を作成し、管理者が指定する期間にてこれを保存する。

- (1) 第三者の氏名（法人の場合は、法人名と代表者名）
- (2) 提供する個人情報の対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている事を証する書面等
- (5) その他管理者が必要と認める事項

(提供を受ける際の確認等)

第16条 第三者から個人情報の提供を受ける場合は、次の項目について記録を作成し、管理者が指定する期間にてこれを保存する。

- (1) 第三者の氏名（法人の場合は、法人名と代表者名）
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける個人情報の対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている事を証する書面等（事業者以外の個人から提供を受ける場合を除く。）
- (6) その他管理者が必要と認める事項

(情報の開示)

第17条 本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた場合は、法令に基

づき、これに応じるものとする。

（漏えい時等の対応）

第 18 条 個人情報データベースの漏えい等（紛失を含む。）が発生した場合（おそれがある場合を含む。）は、直ちに管理者に報告し、その指示に従い、必要な措置を講じるものとする。

（研修）

第 19 条 管理者は、取扱者及び管理者が必要であると認める者に対し、個人情報データベース及び個人データの取扱いに関する留意事項等に関する研修について、定期に実施するものとする。

（相談等への対応）

第 20 条 本会は、個人情報の取扱いに関する相談等（意見、要望等を含む。）について、適切かつ迅速に対応するよう努めなければならない。

（改正）

第 21 条 本規則について、法令の改正又は実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、本規則を改正した場合は、第 8 条の周知方法により本会会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和 3 年〇月〇日より施行する。

仙台市立宮城野中学校父母教師会会則

第 一 章 総 則

- 第1条 本会は仙台市立宮城野中学校父母教師会と称し、事務所を同校内におく。
- 第2条 本会は仙台市立宮城野中学校の父母（父母に代わる者を含む）及び教職員をもって組織する。
- 第3条 本会の会員は本会の費用を分担する義務をもつ。

第 二 章 目的及び事業

- 第4条 本会は会員相互の提携協力により生徒の健全な育成を図るとともに、会員相互の研修と親睦を深めることを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- （1）学校と家庭の緊密な連絡提携
 - （2）教育施設及び教育環境の改善
 - （3）生徒の保護及び学習の奨励援助
 - （4）会員相互の教養研修
 - （5）その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第6条 本会の事業の運営を民主化し効率化するために学年委員会、地区委員会及び専門委員会をおく。
- 学年委員会、地区委員会及び専門委員会の設置と運営に関する規定は、別にこれを定める。
- 第7条 本会はその性格上次の点を守らなければならない。
- （1）宗教又は政党に偏した行動をすることができない。
 - （2）他のいかなる団体からも支配や干渉を受けてはならない。

第 三 章 役 職 員

- 第8条 本会に次の役員及び会計監査をおく。
- 会長1名、副会長3名、事務長1名（教頭）、会計2名（内1名は教職員）、庶務4名以上、会計監査2名（1学年監事1名、2学年監事1名）、副事務長1名（教頭が2名の場合該当）
- 第9条 役員は、総会において役員候補者推薦委員会が候補者を推薦し、その総会の承認によって決める。会計監査2名は運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 役員候補者推薦委員会については別に定める。
- 第10条 本会に書記若干名をおく。書記は役員に諮って会長がこれを委嘱する。
- 第11条 役員及び書記、会計監査の任務は次のとおりである。
- 会 長 本会を代表し、会務を統括する。
 - 副 会 長 会長を補佐し、会長が事故あるときはあらかじめ会長の指示した順位に従って任務を代行する。
 - 会 計 本会の会計を管理し報告する。
 - 庶 務 本会の庶務及び記録に当たる。
 - 会計監査 本会の会計を監査し総会で報告する。
- 第12条 役員の任期は1年とし毎年改選する。ただし、再任を妨げない。欠員のため就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。

- 第13条 本会に顧問及び参与をおくことができる。
- 2 顧問及び参与は総会に諮り会長が委嘱する。
- 3 参与は校長が当たる。
- 4 顧問は会長の諮問に応じ、参与は本会の会務運営に参画する。
- 5 顧問の任期は1年とし継続も認める。

第 四 章 会 合

- 第14条 総会は本会の最高議決機関で毎年1回開く。ただし、役員会において必要と認めた時は、臨時に総会を開くことができる。
- 総会においては役員の選出及び会則の変更並びに事業の計画、経費の予算、会費の決定、決算の承認、その他会務の運営に関して協議決定する。
- 第15条 役員会は、役員及び参与をもって構成し、会務の企画運営について連絡協議する。
- 第16条 運営委員会は、役員・参与・会計監査及び各専門委員長、各学年委員長並びに各地区長をもって構成し、会務の企画、執行に関して会長の諮問に応ずる。
- また、必要に応じて上記以外の招集もある。
- 第17条 総会及び役員会、運営委員会は会長がこれを招集する。また、会長が必要と認めたとき特別委員会を招集することができる。
- 第18条 会合の議事は出席者の過半数で決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 五 章 会 計

- 第19条 本会の経費は、会費及び寄付金、事業収益金並びにその他をもってこれに充てる。会費は普通会費及び臨時会費の二種とし、普通会費は毎月、臨時会費は必要の都度、会員からこれを集める。
- 第20条 普通会費の額は総会に諮って決める。
- 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 六 章 個人情報情報の取り扱いに関する規定

- 第22条 仙台市立宮城野中学校父母教師会(以下、「本会」という)が保有する個人情報情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。
- 第23条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第24条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。
- 第25条 本会における個人情報データベース取扱者は役員・各委員会委員長とする。
- 第26条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうるべき個人情報情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 第27条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
- 第28条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。
- 第29条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
(1) PTA会費の集金業務、管理業務
(2) その他の文書の送付
(3) 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
(4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
(5) 広報誌、会報誌、PTAホームページへの掲載
- 第30条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第31条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第32条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 第33条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第34条 本会は、個人情報を第三者（第33条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
(1) 第三者の氏名
(2) 提供する対象者の氏名
(3) 提供する情報の項目
(4) 対象者の同意を得ている旨
- 第35条 第三者（第33条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
(1) 第三者の氏名
(2) 第三者が個人情報を取得した経緯
(3) 提供を受ける対象者の氏名
(4) 提供を受ける情報の項目
(5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
- 第36条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第37条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。
- 第38条 本会は、役員・専門・学年・地区・推薦の委員長・会員・専門・学年・地区・推薦の委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第39条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第40条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第28条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付 則

第41条 この会則に定めたもののほか、本会の運営上必要な事務規程は、役員会に諮って会長が別にこれを定める。

第42条 この会則は昭和30年4月1日からこれを実施する。

昭和44年 3月31日改正

昭和44年12月22日改正

昭和47年 3月21日改正

昭和48年 2月27日改正

昭和49年 4月24日改正

昭和52年 4月21日改正

昭和55年 4月25日改正

昭和61年12月16日改正

昭和62年12月16日改正

平成 2年 4月28日改正

平成 6年 3月 2日改正

平成 8年 3月 6日改正

平成 9年 3月 5日改正

平成12年 2月28日改正

平成15年 2月27日改正

平成16年 2月26日改正

平成17年 2月25日改正

平成18年 4月21日改正

平成19年 3月 9日改正

平成19年 4月26日改正

平成20年 4月30日改正

平成22年 2月 9日改正

平成27年 4月17日改正

平成28年 4月28日改正

平成31年 4月26日改正

専 門 委 員 会 規 程

- 第1条 本会に次の三つの委員会をおく。
 広報委員会、保健体育委員会、健全育成委員会
- 第2条 専門委員会は専門委員若干名で組織し、その委員は各地区会及び職員の推薦により会長が委嘱する。

- 2 各委員会の委員の推薦母体及び人数は下のとおりとする。

委 員 会 名	推 薦 母 体	人 数
広 報 委 員 会	全 地 区	13 名 以 上
保 健 体 育 委 員 会	各 地 区	各 地 区 2 名
健 全 育 成 委 員 会	全 地 区	2 7 名 以 上

- 第3条 各委員会に委員長1名、副委員長若干名（内1名は教職員）をおく。
- 2 委員長、副委員長は各委員の互選によって決める。
- 3 委員長、副委員長、委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長はその委員会を代表しその属する事務を管理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。
- 6 委員会は、必要に応じ又は会長の要請があったとき、委員長が招集する。
- 第4条 各専門委員会の所管事項は次のとおりとする。
 広報委員会：本会の広報誌の編集、発行に関する事項。
 保健体育委員会：厚生及び会員の保健体育に関する事項。
 健全育成委員会：会員の子弟の生活指導、健全育成に関する事項。
- 第5条 専門委員会の議事は、出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決める。
- 第6条 その他専門委員会の運営に関し必要な事項は、各委員会において適宜定めることができる。
- 第7条 特別委員会、予算編成に関する事項
- 付 則 本規程は平成16年 2月26日より実施する。
 平成27年 4月17日一部改正

地 区 委 員 会 規 程

- 第1条 本会は地区ごとに地区会をおく。
- 第2条 地区会は学校と家庭の緊密な連携を図り、校外における生徒の生活指導、教育の理解、地区の教育環境の改善、地区会員及び生徒の親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 各地区会に地区長1名、副地区長1名以上の地区会役員をおく。
 地区役員は地区会の推薦により、会長が委嘱する。その任期は1年とする。
- 2 ただし、再任を妨げない。
- 第4条 地区会の役員の任務は下記のとおりとする。
- 2 地区長は各地区を代表し、地区委員会目的達成のための企画運営に当たる。
- 3 副地区長は地区長を補佐し、地区長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 第5条 その他、地区会の運営に関し必要な事項は各地区会において適宜定めることができる。

学 年 委 員 会 規 程

- 第1条 本会に学年ごとの学年委員会をおく。
- 第2条 学年委員会は会員相互の親睦を深め、生徒、教師、父母一体となって学年の教育向上を図るとともに、他学年と連携を密にし父母教師会運営を円滑にすることを目的とする。
- 第3条 各学年委員会は、互選により18名以上選出した委員をもって組織する。
- 2 委員は学年委員会の活動に協力するとともに、学年委員会に意見を述べることができる。
- 3 学年委員会は必要に応じて委員長が招集し、学年に関することを会長に具申することができる。
- 第4条 各学年委員会に委員長1名、副委員長2名以内、会計2名、監事2名の学年役員をおく。
- 2 学年役員は委員の互選により選出する。
- 3 学年役員の任期は1年とし再任は妨げない。
- 4 学年役員の任務は会則12条に準ずる。ただし、監事は学年の会計の監査にあたる。代表監事は父母教師会の会計の監査、文化体育後援会の会計の監査にあたる。
- 5 学年役員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 第5条 学年総会は学年最高の議決機関で、学年役員が必要と認めたとき委員長が招集する。総会においては事業計画、会費の決定及び予算、決算の審議のほか、学年委員会規程第2条に関する事項について審議する。
- 第6条 会合の議事は、出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決める。
- 第7条 学年委員会活動のための経費は、学年会員の負担する会費をもってこれに充てる。
- 第8条 その他、学年委員会の運営に関し必要な事項は、各学年ごとに適宜定めることができる。
- 付 則 本規程は平成16年 2月26日より実施する。
平成20年 4月30日一部改正
平成25年 4月19日一部改正

役 員 候 補 者 推 薦 委 員 会 規 程

- 第1条 会則第9条に基づく役員候補者推薦委員会をおく。
- 第2条 役員候補者推薦委員会は、各地区より1名、各学年より1名、退会される役員及び学校職員より2名をもって組織する。
- 第3条 役員候補者推薦委員会に委員長1名、副委員長若干名（内1名は学校職員）をおく。委員長、副委員長は互選によって選出する。
- 第4条 役員候補者として選定後、あらかじめ運営委員会へ報告し、総会の承認を受ける。
- 第5条 役員候補者推薦の具体的方法は本委員会で決める。
- 第6条 本委員会の委員は、会長が委嘱し、総会の承認をもって解任とする。
- 第7条 本委員会の活動費は予算の中で定める。
- 付 則 本規程は平成18年 4月21日より実施する。
平成19年 4月26日一部改正

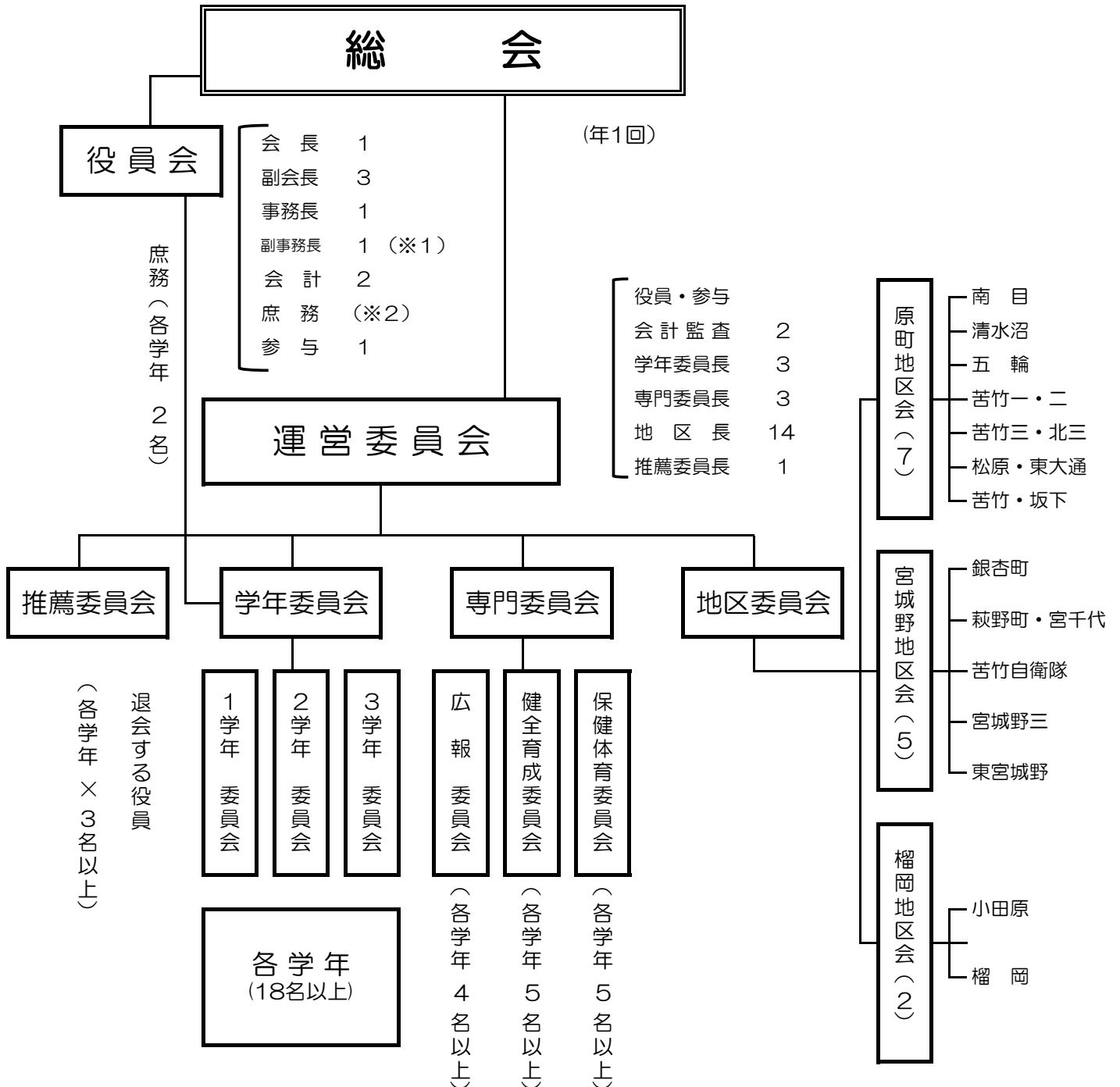
仙台市立宮城野中学校父母教師会「表彰内規」

- 第1条 (目 的)
本会の目的達成のために本校に尽力し、その功績が顕著である会員をこの規程に基づいて表彰する（今年度卒業生を持つ会員）。
- 第2条 (表 彰)
表彰を受ける会員は、次の各号のひとつに該当するものとする。
（１）卒業生を持つ会員で、その卒業生の在学中に本部役員、専門・学年・地区の正副委員長をされた会員。
（２）以上のほか、とくに功績の顕著な会員。
- 第3条 (保 存)
表彰は、卒業式当日記念品等を贈り、贈呈者名簿に登載し、それを保存する。
- 付 則
この内規は、昭和61年11月29日から施行する。
平成 8年 3月 6日一部改正
平成19年 3月 9日一部改正
平成25年 3月 9日一部改正
平成28年 4月28日一部改正

仙台市立宮城野中学校父母教師会 慶弔規程

- 第1条 本規程は本会会員の慶事、弔事に際して本会の慶意、弔意の表し方について定めるものとする。
- 第2条 本会会員が次の各項に該当した場合、各項に応じて慶弔の意を表する。
（１）本会会員が死亡した場合・・・香典10,000円 弔電
（２）生徒が死亡した場合・・・・・・香典10,000円 弔電
- 第3条 近隣小学校の慶事、祝事に際しては各々の行事に応じて祝意を表する。
- 第4条 本規程にない事項については本部役員会の審議に委ねるものとする。
- 第5条 この規程は3年ごとにその時の時勢に合わせ検討するものとする。
- 付 則 本規程は平成 6年12月 9日より実施する。

宮城野中学校 父 母 教 師 会 組 織 図



(案)

役員候補者推薦委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、仙台市宮城野中学校父母教師会会則（以下「会則」という。）第37条の規定に基づき、役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(推薦委員会の構成)

第2条 推薦委員会は、各学年から3名以上並びに今期で本会を退会する本部役員及び学校職員を委員として構成する。

2 本委員会に委員長1名、副委員長2名（うち1名は教職員とする。）を置くものとし、委員から互選により選出する。

3 本委員会の委員は、会員から選出し、会長が委嘱する。また、総会への本部役員候補者の選出をもって解任とする。

(活 動)

第3条 推薦委員会は、次に従い、本会の趣旨に基づいた活動を行うことのできる本部役員候補者の選考、選出活動を行う。

(1) 推薦委員会は、保護者会員の中から自薦、他薦により候補者を募る。

(2) 役員候補者は、本人の承諾を得た後、決定する。また、全ての本部役員候補者を決定した際は、運営委員会へ報告する。

(3) 推薦委員会は、選考のために必要な情報を広く発信、収集し、選考活動に反映させる。

(4) 推薦委員会は、当期本部役員と次期本部役員候補者が円滑に引継ぎを行うことができるよう、機会を整え、引継ぎの実施を勧告する。

(5) 委員は、推薦委員会で知り得た本部役員候補者選考、選出に関する情報を委員以外の者に漏らしてはならない。

(6) その他、本部役員候補者の選考、選出に関する具体的な方法等については、本委員会で決する。

2 前項の活動に係る費用については、会則第29条に規定する経費として取扱う。

附 則

この規程は、令和3年〇月〇日から施行する。

平成18年 4月21日 制定

平成19年 4月26日 一部改正

令和 3年 〇月 〇日 全改正

学年委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、仙台市宮城野中学校父母教師会会則（以下「会則」という。）第37条の規定に基づき、学年委員会について必要な事項を定める。

(学年委員会の構成)

第2条 学年委員会には、会員相互の親睦を深め、生徒、教師、保護者が一体となり、各学年の教育の向上を図るとともに、他学年との連携を密にすることで、父母教師会の円滑な組織運営を図ることを目的として、1学年委員会、2学年委員会及び3学年委員会を置く。

2 各学年委員会の委員は、学年ごと18名以上とし、会員の互選により選出する。ただし、会長が妥当と認める場合は、必要な人数とすることができる。

(学年役員)

第3条 各学年委員会には、次の学年役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名（または2名）
- (3) 会計 2名
- (4) 庶務 2名
- (5) 監事 2名

2 学年役員は、委員の互選により選出し、各学年委員会にて決する。

(学年役員の職務)

第4条 学年役員（監事を除く。）の職務は、会則第8条に準ずる。

- 2 監事の職務は、学年の会計事務の監査とする。
- 3 各学年の庶務は、本会の事務局の庶務を兼ねるものとする。
- 4 1、2学年各監事のうち各1名（以下「代表監事」という。）は、会則第7条に規定する会計監査を兼務するものとする。

(学年総会)

第5条 学年総会は、最高の議決機関として各学年委員会に置き、学年役員の求めに応じ、委員長が招集する。

- 2 学年総会は、委員長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 学年委員会の事業計画
 - (2) 第2条の目的を達成するために必要な事項

(学年総会の議決)

第6条 学年総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 費)

第7条 学年委員会の活動に係る経費は、会則第29条に規定する経費として取扱う。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、各学年委員会の運営に関し必要な事項は、各学年委員会にて別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和3年〇月〇日から施行する。

平成16年 2月26日 制定

平成20年 4月30日 一部改正

平成25年 4月19日 一部改正

令和 3年 〇月 〇日 全改正

専門委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、仙台市宮城野中学校父母教師会会則（以下「会則」という。）第37条の規定に基づき、専門委員会について必要な事項を定める。

(専門委員会の構成)

第2条 専門委員会として、広報委員会、保健体育委員会、健全育成委員会を置く。

2 各委員会の委員は、次のとおりに会員の互選により選出する。ただし、会長が妥当と認める場合は、必要な人数とすることができる。

- (1) 広報委員会 各学年の会員から 4名以上
- (2) 保健体育委員会 各学年の会員から 5名以上
- (3) 健全育成委員会 各学年の会員から 5名以上

3 各委員会には、教職員1名以上を委員として配置する。

(専門役員)

第3条 各委員会には、次の専門役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名（うち1名は教職員とする。）
- (3) 会計 1名

2 専門役員は、委員の互選により選出し、各学年委員会にて決する。

(専門役員の職務)

第4条 専門役員（監事を除く。）の職務は、会則第8条に準ずる。

2 監事の職務は、各委員会の会計の監査とする。

(活 動)

第5条 各委員会にて、主に実施する活動は次のとおりとする。

(1) 広報委員会

- ア 広報誌の編集、発行
- イ その他PTAの広報に関する活動

(2) 保健体育委員会

- ア 会員の厚生に関する活動
- イ 会員の保健衛生に関する活動

(3) 健全育成委員会

- ア 生徒の健全育成に関する活動
- イ 生徒の学校生活の保全及び生活指導の支援に関する活動

(委員会の招集)

第6条 各委員会は、委員又は会長の求めに応じ、委員長が招集する。

2 各委員会は、委員長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 各委員会の事業計画

(2) 第5条の活動を実施するために必要な事項

(委員会の議決)

第7条 各委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 費)

第8条 専門委員会の活動に係る経費は、会則第29条に規定する経費として取扱う。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、各委員会にて別に定めることができる。

附 則

この細則は、令和3年〇月〇日から施行する。

平成16年 2月26日 制定

平成27年 4月17日 一部改正

令和 3年 〇月 〇日 全改正

地区委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、仙台市宮城野中学校父母教師会会則（以下「会則」という。）第37条の規定に基づき、地区委員会について必要な事項を定める。

(地区委員会の構成)

第2条 地区委員会は、学校と家庭の緊密な連携を図り、校外における生徒の生活指導、教育の理解、地区の教育環境の改善、地区会員及び生徒の親睦を深めることを目的として、地区ごとに地区会を置き、全ての地区会により構成する。

2 地区委員会の委員は、地区会ごとに会員の互選により選出する。なお、委員の人数については、地区会ごとに前項の目的を達成するために必要と認める人数とする。

(地区役員)

第3条 地区委員会には、地区会ごとに次の地区役員を置く。

- (1) 地区長 1名
- (2) 副地区長 1名以上
- (3) 会計 1名
- (4) 庶務 若干名

2 地区役員は、地区会ごとに委員の互選により選出し、地区会にて決する。ただし、兼務を妨げない。

(地区役員の職務)

第4条 地区役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地区長は、各地区会を代表し、第2条の目的を達成するための企画運営をする。
- (2) 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に事故等がある場合は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、地区会における会計を処理する。

(経 費)

第5条 各地区会の活動に係る経費は、会則第29条に規定する経費として取扱う。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、各地区会の運営に関し必要な事項は、各地区会にて別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和3年〇月〇日から施行する。

父母教師会会則等改正(案)について

◆ 改正の背景

近年、本会におきましては、地域コミュニティの希薄化等の様々な環境の変化により、各役員の担い手が慢性的に不足している状況にあります。

また、昨今では、新型コロナウイルス感染症の影響により、本会の活動についても、大きく制限を受ける状況下での対応が続いており、今後も影響が継続することが予想されます。

この様々な変化のなか、本会を運営するにあたり、新たな体制の構築が必須であり、本会会則について、時代や環境の変化に応じたものへと変容する必要があることから、この度、全面的な会則の見直しを図ることといたしました。

なお、主な改正の内容については、以下のとおりです。

◆ 改正ポイント① 各委員の選出方法の見直し

【現 行】

- 本部役員 ⇒ 役員候補者推薦委員会で会員から選出
- 地区委員 ⇒ 地区会毎に会員から選出
- 学年委員 ⇒ 学年毎に会員から選出
- 専門委員 ⇒ 地区会毎に会員から選出(重任)
- 役員候補者推薦委員 ⇒ 本部役員(当年度で退会する役員(重任))
+
各学年委員及び各地区委員から各1名を選出(重任)



地区会単位 から 学年単位 へ

【改正(案)】

- 専門委員 ⇒ 学年毎に会員から選出(※学年委員とは別)
- 役員候補者推薦委員 ⇒ 本部役員(当年度で退会する役員(重任))
+
各学年委員から各3名以上を選出(重任)
- 本部役員、その他委員の選出については、変更なし。
- 事務局(本部役員)の業務負担軽減のため、各学年委員の庶務(各2名)について、事務局の庶務(補佐)を兼務することを規定。

◆ 改正ポイント② 各委員の選出人数の見直し

活動実績等を勘案し、委員定数等を見直しを行うため、会則に規程、細則の制定、改廃に関する規定を追加するもの。

会則改正が議決後、改正後の会則に基づき、運営委員会にて各規程を改正予定。

◆ 改正ポイント③ 特別委員会・作業部会の規定を整理・追加

バザー実行委員会等の招集にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響等から、開催規模に応じた委員招集とするため、開催年度に応じて特別委員会及び作業部会を招集することとし、当該規定を追加、整備するもの。

◆ 改正ポイント④ 書面会議の規定の追加

新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後、総会等を書面にて開催することが予想されることから、その諸整備を図るため、書面会議について規定するもの。

◆ 改正ポイント⑤ 会計規定の精査

会費の徴収方法等について、現在、宮城野中学校での一括徴収としているから、規定内容の整合を図るもの。

◆ 改正ポイント⑥ 個人商法取扱規則の見直し

ガイドライン（個人情報保護委員会）等に基づき、規則内容の見直しを図るもの。

PTAスポットサポーターを 募集します !!

PTAスポットサポーターとは？

- ☆ P T A活動における各イベントを開催する際、そのときだけ、開催のお手伝い（サポート）をいただける方を会員のみなさんから募集する制度です！
- ☆ 役員の慢性的な人数不足のなか、生徒の学校生活をサポートするため、P T A活動の推進にご協力をお願いします！

PTAイベント例

- 宮中P T Aバザー
- 宮城野清掃（榴岡公園）
- 中総体（市）巡視活動
- 夜間巡視活動
- 親睦イベント など